

食 品 営 業 許 可 申 請 の 手 引 き

令和3年6月1日

図面の相談

許可をとるためには基準に合った構造設備が必要です。
着工前に、お店（営業施設）の平面図を保健所に持参してご相談ください。
★浄化槽・グリーストラップについては上下水道局生活排水課・下水道管理課へ市街化調整区域に関するご相談は、都市計画課へお願いします。

お店の着工

図面を変更する場合は、保健所に相談してから着工してください。
★水道水以外の水（井戸水等）を使用する場合は、申請前に水質検査を受けてください。
水質検査の内容（検査項目等）は担当者にお尋ねください。
※井戸水等は環境や地表の影響を受けて水質が安定しない場合がありますので、塩素滅菌機の設置をお勧めします。

申 請

検査希望日の2週間前までには、電子申請又は窓口にて申請してください。
（書類はお返しできないので、必要な方はコピーをとっておいてください。）

<窓口申請に必要な書類等>

- ① 営業許可申請書
- ② お店（営業施設）の平面図及び案内図
- ③ 水道水以外を使用する場合は水質検査成績書の写し
- ④ 食品衛生責任者の資格を証する書類（調理師免許証等）の写し及び実務(再教育)講習会の記録

<電子申請に必要な事項>

- ① 営業許可申請書
- ② お店（営業施設）の平面図及び案内図
- ③ 水道水以外を使用する場合は水質検査成績書の写し
- ④ 食品衛生責任者の資格を証する書類（調理師免許証等）の写し及び再教育講習会の記録

<https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>

電子申請はコチラから



<窓口申請に持参していただくもの>

- ① 手数料：飲食店営業の場合 16,000円（現金を持参）
- ② 法人が申請する場合：登記事項証明書の原本（写し）又は国税庁法人番号公表サイトの写し（名称、所在地、法人番号）

お店の検査

工事完了後に、保健所の職員がお店の検査に伺います。
立会いをお願いします。

許 可

検査で問題がなければ、通常1週間程度で営業許可が出ます。
※開店日は、余裕をもって決定してください。

許可書交付

窓口にて営業許可指令書の交付を受けてください。

その他

- ・井戸水等を使用する場合は、年1回以上水質検査を行ってください。
- ・定期的に検便と講習会を受け、衛生管理の向上に努めてください。
- ・名義変更や施設の大規模な改造は、許可の取り直しになります。
- ・許可期限の1～2か月前に継続の手続きが必要です。